|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

　愛知労働局

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 労働保険特別会計歳入徴収官　殿 | 所在地 |  |
|  | 名称 |  |
| 事 業 場 | 代表者氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |
|  | 担当者名 |  |

労働保険訂正申告理由書（兼 承認書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 今般、下記理由により労働保険料等の | 還　　付 | が判明しましたので、訂正申告いたします。 |
| 追加納付 |
| また、追加納付の場合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金について、本件訂正申告によって生じた保険料及び一般拠出金の存在があることを承認します。ただし、金額を確定させるものではありません。 | | |

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 |
|  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **２．訂正申告を行う保険年度** | | | |
|  | 令和 |  | 年度確定分 |

1. **訂正申告を行う**

**労働保険番号**

1. **訂正申告となった原因**　（該当する□にチェックする）

① 雇用保険被保険者資格の遡及（取得・喪失）のため

② 労働保険（労災・雇用）適用労働者算入漏れのため

③ 労働保険（労災・雇用）非適用者誤算入のため（事業主・役員・同居の親族・その他）

④ 賃金集計誤りのため　（下記４に具体的状況・理由を記入）

⑤ 保険料率変更のため　（下記４に変更時期・内容を記入。合わせて名称所在地等変更届も提出のこと）

⑥ その他　（下記４の理由による）

1. **訂正申告となった具体的理由**　（上記３の④・⑤・⑥の場合。※できる限り詳細に記入すること。）

|  |
| --- |
|  |

1. **訂正申告の対象となる者（労働者）の氏名等**（上記３の①・②・③の場合。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象者の氏名 | 対象の保険 | 加算・減算する賃金額  (減算はマイナス符号） | | 訂正の生じた年月日  (資格取得・喪失年月日） | | 雇用保険被保険者番号  （原因①の場合必須） | |
| 1 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 2 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 3 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 4 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 5 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 【賃金額合計】 | | 労災保険対象分 | | 円 | | 雇用保険対象分 | | 円 |

※記載欄が不足する場合は、任意で作成した書面を添付してください。

1. **訂正申告の提出に必要な書類**（上記３の内容によって訂正申告に添付する書類が異なります）
   1. **労働保険料申告書**　　（訂正申告分 と 訂正申告前の事業主控(写)）

訂正が生じた月の賃金額及び対象者数は、正しい数字を朱書きするか蛍光ペン等で強調表示すること

* 1. **確定保険料賃金集計表**　　（訂正申告分 と 訂正申告前の(写)）
  2. **労働保険訂正申告理由書（兼承認書）**（本書）
  3. 一括有期事業総括表・報告書 （※一括有期事業の場合） （訂正申告分 と 訂正申告前の(写)）
  4. **必要に応じて提出する書類（写）**

・賃金台帳　　・雇入れ通知書　　・商業登記簿謄本　　・出向契約書

・雇用保険被保険者資格取得(喪失)確認通知書　　　（還付が生じる場合は）・還付請求書

**労働保険　年度更新申告書の訂正申告について**

愛知労働局総務部　労働保険適用・事務組合課（適用担当）

* 1. **労働保険訂正申告について**

|  |
| --- |
| 既に申告・納付した労働保険料等について、確定保険料等の算定に誤りが判明した場合や、年度を超えて雇用保険の資格取得手続きを遡及して行った場合には、労働保険料等を再度計算し、正しい労働保険料等に修正して申告する必要があります。  この申告済みの労働保険料等を訂正する場合の取扱いについて、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」といいます。)に特段の規定はありませんが、愛知労働局では労働保険料の適正徴収の観点から、事業主の意思に基づいて正しい労働保険料等に修正された申告書を「訂正申告」として、一定の期間内（※下記２）で申告書の提出を受付しています。 |

* 1. **訂正申告の受付期間及び時効について**

|  |
| --- |
| 労働保険料等を徴収する権利又は還付を受ける権利は、徴収法第４１条第１項の規定により、２年を経過したときに時効により消滅することとされています。したがって、２年を超えた期間に係る労働保険料等の追加納付又は還付の請求については、時効が完成しているため訂正申告できません。  当初（訂正前）の年度更新申告書を提出した日が年度更新期間内(毎年６月１日から７月１０日（休日に当たる場合は翌開庁日)まで）であるか否か、また年度更新期限後に提出していた場合、訂正申告による再計算した結果が還付か追加納付かによって時効の起算日が異なります。  具体的な時効の起算日等は次のとおりです。  **＜年度更新期間内に提出していた場合＞**   1. 申告書を提出した日の翌日が時効の起算日となり、起算日から２年後の応当日に時効が完成して還付を受ける権利または徴収する権利が消滅します。   **＜年度更新提出期限後に提出していた場合＞**   1. 【訂正申告の結果が追加納付となる】   　当初の申告書の提出日に関わりなく提出期限の翌日が時効の起算日となり、起算日から２年後の応当日に時効が完成して保険料等を徴収する権利が消滅します。   1. 【訂正申告の結果が還付となる】    * 還付を受ける権利のうち「精算返還金」の時効   当初の申告の結果が還付又は充当であった場合は、確定申告の対象年度の６月１日が時効の起算日となり、起算日から２年後の6月１日に還付を受ける権利が消滅します。   * + 還付を受ける権利のうち「過納金」の時効   当初の申告の結果が不足で、かつ今回の訂正申告による還付額がその不足額の範囲内であった場合は、当初の申告の提出期限の翌日が時効の起算日となり、起算日から２年後の応当日に時効が完成して還付を受ける権利が消滅します。   * + 時効完成日が土曜、日曜、祝日に当たるときは、これらの翌日をもってその期限とみなす（国税通則法第１０条２項）。   + 労働基準監督署又は労働局が訂正申告書を受付した日が時効完成日より前の日でなければ時効完成の猶予をするができません（郵便を投函した日ではありません。）   + 訂正申告により還付が生じる場合は、必ず還付請求書を提出してください。還付を受ける権利は、還付請求書を提出することにより時効完成の猶予の効果が発生します。 |

* 1. **注意事項　＜必ずお読みください＞**

|  |
| --- |
| * 雇用保険の遡及適用は、雇用保険法に基づき確認請求のあった日から最大２年間(暦日)遡及して適用されますが、雇用保険料については、徴収法により最大２年度分徴収されることとなります。そのため、遡及加入対象者が資格取得日前より雇用保険の加入要件を満たしている場合には、資格取得日に関わらず雇入年月日又は２保険年度前の年度当初(４月)より訂正申告をする必要があります。 * 訂正申告により、追加納付が生じた場合は、愛知労働局労働保険適用・事務組合課において所定の事務処理を行った後、事業場あてに納付書を送付いたします。 |

* 1. **訂正申告書の提出先・照会先**

|  |
| --- |
| 〒460-0008　名古屋市中区栄2-3-1(名古屋広小路ビルヂング15階)  愛知労働局総務部　労働保険適用・事務組合課　(適用担当)　　　　　　電話　052（219）5503 |

※郵送で提出する場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 | ５ | 年 | 12 | 月 | 20 | 日 |

　愛知労働局

（記載例）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 労働保険特別会計歳入徴収官　殿 | 所在地 |  |
|  | 名称 |  |
| 事 業 場 | 代表者氏名 |  |
|  | 電話番号 |  |
|  | 担当者名 |  |

労働保険訂正申告理由書（兼 承認書）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 今般、下記理由により労働保険料等の | 還　　付 | が判明しましたので、訂正申告いたします。 |
| 追加納付 |
| また、追加納付の場合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金について、本件訂正申告によって生じた保険料及び一般拠出金の存在があることを承認します。ただし、金額を確定させるものではありません。 | | |

記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 |
| 23 | 1 | 01 | 123456 | 000 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **２．訂正申告を行う保険年度** | | | |
|  | 令和 | ４ | 年度確定分 |

1. **訂正申告を行う**

**労働保険番号**

1. **訂正申告となった原因**　（該当する□にチェックする）

① 雇用保険被保険者資格の遡及（取得・喪失）のため

② 労働保険（労災・雇用）適用労働者算入漏れのため

③ 労働保険（労災・雇用）非適用者誤算入のため（事業主・役員・同居の親族・その他）

④ 賃金集計誤りのため　（下記４に具体的状況・理由を記入）

⑤ 保険料率変更のため　（下記４に変更時期・内容を記入。合わせて名称所在地等変更届も提出のこと）

⑥ その他　（下記４の理由による）

1. **訂正申告となった具体的理由**　（上記３の④・⑤・⑥の場合。※できる限り詳細に記入すること。）

|  |
| --- |
| 雇用保険の加入要件を満たしていた（愛知太郎を含め）２名を令和5年4月1日から遡及して資格取得させたもの。  　また、法人の役員である労働次郎を労災保険に誤算入していたもの。 |

1. **訂正申告の対象となる者（労働者）の氏名等**（上記３の①・②・③の場合。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 対象者の氏名 | 対象の保険 | 加算・減算する賃金額  (減算はマイナス符号） | | 訂正の生じた年月日  (資格取得・喪失年月日） | | 雇用保険被保険者番号  （原因①の場合必須） | |
| 1 | 愛知　太郎 | 労災 雇用 | 300,000円 | | R　4年4月1日 | | 2301-123456-9 | |
| 2 | 愛知　花子 | 労災 雇用 | 100,000円 | | R　4年4月1日 | | 2301-123456-2 | |
| 3 | 労働　次郎 | 労災 雇用 | ▲500,000円 | | H 31年4月1日 | |  | |
| 4 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 5 |  | 労災 雇用 | 円 | | H・R　 年　月　日 | |  | |
| 【賃金額合計】 | | 労災保険対象分 | | ▲200,000円 | | 雇用保険対象分 | | 400,000円 |

※記載欄が不足する場合は、任意で作成した書面を添付してください。

1. **訂正申告の提出に必要な書類**（上記３の内容によって訂正申告に添付する書類が異なります）
   1. **労働保険料申告書**　　（訂正申告分 と 訂正申告前の事業主控(写)）

訂正が生じた月の賃金額及び対象者数は、正しい数字を朱書きするか蛍光ペン等で強調表示すること

* 1. **確定保険料賃金集計表**　　（訂正申告分 と 訂正申告前の(写)）
  2. **労働保険訂正申告理由書（兼承認書）**（本書）
  3. 一括有期事業総括表・報告書 （※一括有期事業の場合） （訂正申告分 と 訂正申告前の(写)）
  4. **必要に応じて提出する書類（写）**

・賃金台帳　　・雇入れ通知書　　・商業登記簿謄本　　・出向契約書

・雇用保険被保険者資格取得(喪失)確認通知書　　　（還付が生じる場合は）・還付請求書